

陳 情 書 緜

(陳情第1号～第21号)

平成30年第1回 市議会委員会審査分

堺市議会

目 次

陳情第	1号	対外的情報機関の設立について	1
陳情第	2号	臓器移植について	3
陳情第	3号	消費税の増税について	5
陳情第	4号	雇用制度等について	7
陳情第	5号	最低賃金の引き上げ等について	9
陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項	11

(議会運営委員会)

陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15

(総務財政委員会)

陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	8号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	9号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	23

(市民人権委員会)

陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	8号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19

(健康福祉委員会)

陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	8号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	9号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	23
陳情第	10号	障害者施策の充実について	27
陳情第	11号	介護保険制度について	29
陳情第	12号	日中一時支援事業について	31
陳情第	13号	国民健康保険制度について	33

(産業環境委員会)

陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	8号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	14号	住宅宿泊事業について	35

(建設委員会)

陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	8号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	15号	駅利用者の安全対策について	37
陳情第	16号	公共交通について	39

(文教委員会)

陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	11
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	8号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	17号	教育環境の整備について	41
陳情第	18号	放課後施策について	53
陳情第	19号	放課後施策について	57
陳情第	20号	放課後施策について	59
陳情第	21号	放課後施策について	61

対外的情報機関の設立について

陳情者 愛知県安城市
一輪のバラの会
代表 加藤克助

憲法改正、防衛力強化より『対外的情報省』を設立する事を優先すべきと、
国に対して議会は要望書を国に提出する事についての陳情

陳情の内容

先の衆議院選挙の結果、政府は憲法改正や防衛力強化を主張し、理解を得たと国会で憲法改正法案を提出する事をめざしております。

しかし、大切な事は、時間をかけても国民に憲法改正の趣旨を理解して頂く事が肝要な事と思います、又憲法改正や防衛力強化より情報収集能力の向上のほうがはるかに重要な問題です。

中国の古代戦略家、孫子曰く、戦略で最も重要な事は相手国の情勢を知り、情報を獲得する情報網が必要と主張し、すなわち現代版対外的情報省の重要性を著作の中で説いています。

この為、情報取集の組織である、対外的情報省の設立を優先すべきと、国に要望書を提出する事をお願いする次第です。

先の大戦で日本の戦没者、軍人軍属、民間人を含めて約310万人、そのうち軍人軍属の戦没者は230万人と言われ戦病死者（餓死者）が140万人出ています、アジア諸国の戦争犠牲者は、推定約2千万人と言われています。大本営の計画した作戦は、机上の上の作戦計画を立て、兵站を軽視、現地自活主義、の作戦を推し進め、作戦現場で多くの犠牲者が出ても、その事の状況を把握せずに進め進めでした。

過去の戦争を検証するならば、今重要な事は相手の状況を把握し、（気候風土、人）などあらゆる状況を把握する組織、対外的情報省を設置し戦わずして、勝利を得る事を考えるのが大切です、議会関係者に国に対外的情報省設立の要望書の提出をお願いする次第です。

受理年月日 平成29年12月12日

臓器移植について

陳 情 者 兵庫県伊丹市

移植ツーリズムを考える会

理事 井 田 敏 美

臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

陳情の内容

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成 20 年 5 月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブル宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成 22 年 7 月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成 28 年の臓器提供者数は 64 人となっている。

しかし、平成 29 年 10 月 31 日時点における臓器移植希望者数が、心臓で 646 人、肺で 339 人、肝臓で 331 人、腎臓で 12,526 人、膵臓で 211 人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

<陳情事項>

よって、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、早急な対策が必要である。貴議会から国へ、臓器移植の環境整備を求める意見書を提出してください。

受理年月日 平成 30 年 1 月 24 日

消費税の増税について

陳 情 者 大阪市天王寺区

消費税をなくす大阪の会

代表世話人 鳥 居 義 昭

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情の内容

消費税率が8%へ引き上げられて以降、実質賃金も伸び悩むなか、消費の低迷が続き、地域経済も深刻な事態に直面しています。

こうした中、消費税率の10%への引き上げは2度にわたって先延ばしされたものの、安倍内閣は、2019年10月から10%への引き上げをあくまでも実行する構えです。実施されれば、国民1人当たり年間約4万円の負担増、4人家族では16万円の負担増となります。

さらなる増税によって、いっそう消費が冷え込み、景気が悪化し、自治体の財政にも深刻な影響を与えることは必至です。

所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に立った税制改革と賃上げをはじめ国民の所得を増やす政策への転換によって、社会保障拡充の財源が確保され、財政再建の道も切り開かれると考えます。

以上の趣旨から、消費税のこれ以上の増税をおこなわないよう、国に対する意見書を採択されるよう要望します。

<陳情事項>

国に対し消費税10%を中止するよう求める意見書の採択をおこなうこと。

受理年月日 平成30年2月2日

雇用制度等について

陳 情 者 堺市堺区

大阪労連堺労働組合総連合

議長 山道崇之

「働き方改革」関連一括法案に対し、
労働者保護の立場に立った慎重論議を求める国への意見書採択を求める陳情書

陳情の内容

安倍政権は「一億総活躍社会」として、働き方改革の名のもとに、労働時間と賃金を切り離す「高度プロフェッショナル制度」法案と合わせて、裁量労働制の対象労働者を大幅に拡大する内容の法案を国会に上程しようとしています。また、残業については「月45時間、年360時間」を法律で上限に設定する一方で、「特例」で休日労働も含め2～6ヶ月平均で月80時間以内、単月で100時間未満という過労死認定基準レベルまで容認する労働者の権利を根底から覆す大改悪で、安定を求める労働者の願いに逆行するものです。

厚生労働省は「過労死ライン」の80時間を超える企業は22.7%、従業員1,000人以上の企業の場合56.9%になると2016年5月に発表しました。5社に1社の割合で死の危険がある「過労死ライン」の80時間を超える残業をさせている実態があり、従業員1,000人を超える大企業では命の搾取が広がっていると言わざるを得ません。その結果として、2014年度厚生労働省調査による「過労自殺」は、認定件数だけでも過去最高の99人、「過労死」の認定件数は121人となっています。雇用環境の規制緩和は、一時的に企業の利益をもたらすことがあるとしても、労働者の賃金が減少し、長期的には社会負担を累増させることから、健全で持続可能な地域社会づくりにつながるものではありません。

また、労働者の4割が非正規労働者となり、性別や雇用形態による合理的な理由のない待遇格差を禁止する制度整備が急がれているもとで違いがあれば格差を容認する「名ばかり同一労働同一賃金」では貧困と格差が広がるばかりです。

いま求められているのは、仕事と生活の両立を保障する労働時間の上限規制の実現など労働時間

の短縮で、労働者が安心して働き、定住できる地域社会の構築こそ、地方自治体の繁栄につながる道です。

つきましては、すべての労働者に働き続けられる安定した雇用を保障すること、労働時間を短縮し、過労死のない人間らしい労働と生活を実現することを強く求めます。

労働法制・雇用改革に対し、労働者保護の立場に立って慎重論議を進めよう、貴市議会より政府及び国会に意見書を上げていただくことを要望します。

受理年月日 平成30年2月6日

最低賃金の引き上げ等について

陳 情 者 堺市堺区

大阪労連堺労働組合総連合

議長 山道崇之

「地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと
中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択を求める陳情書

陳情の内容

消費税増税とアベノミクスによる物価上昇が生活を直撃し、消費支出を減少させ、地域経済をさらに疲弊させる要因となっています。雇用も、不安定な非正規労働者が2,000万人を超え、4人に1人が200万円以下のワーキング・プアになっています。その影響は、自立も出産もできない人を増やし、少子化と人口減少をますます進行させ、地域から雇用と技術の継承、人材そのものを奪うことにつながり、地域経済の基盤を揺るがせています。

今の最低賃金は、最も高い東京で時給958円、大阪では909円、最も低い地方は737円です。フルタイムで働いても月11万～15万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。大阪では、昨年909円に引き上がったことにより、府下29万2千人に影響しています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが絶対に必要です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向は強くなっています。最低賃金を改善することは、地域の景気刺激策として有効です。

欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通です。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。日本でも、中小企業負担を軽減するための直接支援など中小企業への支援策を拡充し、最低賃金を引き上げる必要があります。

この間政府は地域経済再生のために賃金引き上げについても言及し、閣議決定された「一億総活躍プラン」の中で「最低賃金を年率3%程度引き上げる」とし、時給1,000円をめざしています。一方、2010年には「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年

までに全国平均1,000円をめざす」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しており、最低賃金時給1,000円はもはや国民全体の要求となっています。

最低賃金法第9条は、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」としています。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましても、国に対しての意見書の採択を行うよう、陳情します。

受理年月日 平成30年2月6日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高宮洋子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っています。

市長選挙での公約を実現させていただき、さらに市民にとって暮らしやすい市として、これまで以上に現場主義・市民目線での施策を望みます。

市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては国に要求すべきは要求し、地方自治体の役割をいかんなく發揮されることを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がりの強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. 議会として、「消費税10%への増税は中止にしてください」の意見書を国に上げてください。

議会運営委員会審査分

2. 「議会だより」を発行し、議会での様子を市民にわかりやすく知らせて下さい。議事録に基づき、提案・議論、各会派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

3. 都市内分権をすすめていくために、市・区民の声を聞き、市や議会とともに市政を考える仕

組みが必要です。他市の実例も参考にして、堺市も住民自治が活かせる「住民自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。

4. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の更なる充実を求めてください。
5. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく、行政の責任において行って下さい。行政の責任の下、市民目線で公の責任を今一度確認し、市民第一の行政をすすめてください。
6. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じての組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、勧誘など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として自衛隊法に基づいての募集を委任されているということですが、「広報さかい」は堺の行政と市民をつなぐものだと考えます。「広報さかい」での自衛隊の募集はやめて下さい。菱木の自衛隊まつりは全く戦闘状態を再現させ、見世物にしていました。そのような自衛隊の実態を知り、「堺まつり」のパレードの参加はやめさせて下さい。今若者が戦闘に加担する事態になりかねない自衛隊の広報はしないでください。

市民人権委員会審査分

7. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されると期待しています。しかし夜の会議には傍聴に行きにくいという声も聞きます。会議を市民が参加しやすい時間になど検討して下さい。
8. 堺市内の集会所について、利用料が高く市民が気軽に使うことができません。憲法・教育基本法・社会教育法に基づいて設置されている公民館は人権としての「学ぶ権利」を保障する教育機関として位置づけられています。広い堺市に6館では少なすぎます。市民参加のまちづくりのために各区で気軽に利用できる金額として無料、せめて低料金で使用できる公民館の設置を求める。せめて中学校区に一つぐらいの設置を、又すぐにできなければ地域会館や自治会館を公的会館の補完するものとして利用の指導・援助をして下さい。
9. 国連では核兵器禁止条約を採択しましたが、日本は反対の立場をとっています。世界の流れに逆らう今の日本の政府は、武器輸入など平和とはおよそかけ離れた政策をとっています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、被爆国である日本の被爆の実相を知らせてください。
10. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行ってています。今安倍政権は憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう、また自衛隊員の人権も尊重する立場でも「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように市として、国に対して態度を

明確にしてください。

健康福祉委員会審査分

11. 大阪府での国保料金の統一化にともなう国民健康保険料の値上げをしないでください。
負担の公平性とはどういうことを指しているのでしょうか。一応に料金だけでなく、地域の個別の事情や歴史を反映した多種多様な現実があります。医療設備も十分でない地域もあります。こういう点からも国保料金の統一化の見直しを大阪府に求めてください。
12. 誰でもが払える国民健康保険料にし、市独自の保険料や減免制度・法定外繰り入れを認めるよう堺市として、大阪府に要望してください。
13. 堺市第7期介護保険料（65才～75才未満基準額の人）は月額6,675円となり、現在6,128円と比べると年額で6,560円アップします。この為今後保険料を払っていけるか、又必要とする介護が利用できるのかという不安が高齢者に広がっています。介護保険料・利用料を引き下げ、保険料・利用料の独自減免制度を堺市として創設してください。費用負担（ホテルコスト含む）がかさむため特別養護老人ホームに入所できないケースも多くあります。年金の範囲での利用負担ができる制度にしてください。
14. 公立保育所が「幼保連携型認定こども園」に移行しましたが、働く女性が増え、認可保育園のニーズは高まっています。これまでの教育・保育内容を堅持し、保護者が子どもを安心して預けられるようこれ以上民営化せず、堺市として保育士の確保と労働に見合った待遇を公的責任で行うようにして下さい。
15. 認定こども園を増やし、働く女性を支援するために、保育の質が担保されるようにして下さい。従来通り同じ「堺の子ども」を預かる認可保育所で保護者が安心して預けることができるようにしてください。保育士の労働条件も向上させ、よりよい保育環境を確保してください。
16. 女性の貧困、特にシングルマザーや年金の1人暮らしの女性は深刻です。暮らしや子育て、子どもの教育などにあたえる影響は切実です。あらゆる支援の施策を、例えば働く条件を見直してゆとりをもって子育てと両立できるよう、また生活援助の相談ができる窓口をつくってください。

産業環境委員会審査分

17. 元シャープ現在SDP社への公金支出を止めて下さい。高裁の判決が2月22日に出ます。判決の結果に関わらず、裁判の中でも税金の投与を超える経済波及効果がなかった事実が明らかになっています。堺市は市民に知らせずに行った杜撰な開発を反省し、税金は応能負担であり、市民本位の市政であることを示して下さい。市民の暮らしや社会保障・小規模企業商店、農業支援などを優先して税金を使ってください。

文教委員会審査分

18. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
- (1) 全員喫食を基本とした自校方式で中学校給食を早期に実現できるよう検討してください。全中学校で小学校と同じ給食にしてください。中学校給食を就学援助の対象にしてください。
- (2) 「のびのびルーム」と「堺っ子くらぶ」の運営をプロポーザルで民間事業者への委託はやめてください。現場の混乱や今おこっている実状をきちんと検証し、市の運営で子どもの人数に適正な教室数や指導員体制になるよう予算も増やしてください。
- (3) 大阪府が行っている中学校のチャレンジテストは、受験に直接使われ、行政が統一したテストで受験校を決めてしまうという事態は違法行為と言わざるを得ません。大阪府に対して堺市として反対してください。

受理年月日 平成30年2月8日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

藤村光治

陳情の内容

市民の安全、安心を守るために陳情をしました。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 政府の平成30年度一般会計は97兆7,000億円余りに達しました。3分の1以上の借金に達しました。国債の発行に頼る状況になります。国・地方合わせ1,100兆円に達しました。「堺市人口83万人」「議員48人」市長など特別職の給与を減額しました。又退職手当は支給しないです。堺市議員の報酬は20%下げてください。「堺市議會議員報酬の特例に関する条例」を再検討してください。市民は消費税は10%になります。市民に負担を押し付けています。
2. 議会報告会の内容について、市民に知らせてください。

総務財政委員会審査分

3. 堺市マスタープランの人口は近い将来ピークを迎え減少に転じるものと予想されます。平成30年小学校1年生は7,000人です。堺市の人口は2030年は75万人と予想されます。人口を増やす施策を進めてください。
4. 泉北ニュータウンは高齢化による衰退が進んでいます。若者も泉北ニュータウンの再生の取り組みに参加できる仕組みを進めてください。
5. 行財政改革を断行してください。職員給与を10%下げてください。職員数を少なくしてください。経営資源を重点的に投入するとともに人口の誘導や企業誘致、女性・高齢者の社会活動の促進などにより、都市活力の向上と税源の涵養を進めてください。
6. 若者の間では正社員というだけで「勝ち組」非正規は「負け組」と言われています。堺市のアルバイトは2年契約にしてください。

市民人権委員会審査分

7. 北区・南区・中区・西区・東区・美原区・堺区の区長は独立した人事や予算の権限、財産の管理権、地域自治区等の活用、区での教育委員の設置を行っている。7区は外国人住民の人口が多くなりました。中国からの帰国者の方も多く住まわれています。言語の問題からコミュニケーションが希薄になったり生活習慣の違いなどから日常生活上におけるトラブルが発生しやすいです。又生活情報や緊急情報の提供が行き届きにくいなど各区の課題を市民に解かり易く知らせてください。

健康福祉委員会審査分

8. 市によると、障がい者児童が亡くなりました。議会で職員は責任ありますと発言しました。だから職員は文書を出して市民に知らせてください。又再発防止対策を解り易く市民に知らせてください。障がい者の親に自立支援医療（精神通院）（育成医療）支給認定案内を知らせてください。

9. 子育てのまちとして、18才までの医療費1日500円を進めてください。

10. 全国一律に提供されている介護サービスの一部を市町村が独自に行えるようになりました。堺市は独自の介護事業を始めてください。介護の比較的低い高齢者が利用する、通所介護と訪問介護について、安い料金を設定してください。

産業環境委員会審査分

11. 地球上の生きものは、生命が誕生して以来、さまざま環境に適して進化し、未知のものも含めると3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。長い年月をかけて現在の地球の姿を作りあげてきました。人間も、地球という大きな生態系の一員であります。堺は生態系保全の取組を進めてください。

12. 解体時における残存物の取り扱いについて。建築物の解体時、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物は解体に伴い生じた廃棄物と異なり、その処理責任は所有者等にあります。堺市は所有者に適正処理が図られるように協力を進めてください。

13. 堀市農業を成長産業と捉え、強い担い手の育成、市内企業等との連携、地域資源の活用を推進してください。堺市と農業の共生のために、市民の食育活動の推進、安全・安心でおいしい堺産農産物の供給、「市民のくらしを豊かにする農業」をめざしてください。堺産農産物の市内流通・消費の拡大を進めてください。又農空間の保全と有効活用の推進を進めてください。堺市は堺市農業振興ビジョンの推進について、30年度は外部の視点も加えた進行管理を行ってください。

14. 国内企業は少子高齢化や人口減少等により、堺市市場が縮小傾向にある中、アジア等積極的

な海外展開を進めてください。堺市は景気拡大や貿易額の増加に資する取組として企業の投資額に応じた地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん制度を充実し、企業立地促進策を実施して、雇用と居住数を増やす政策を進めてください。

建設委員会審査分

15. 泉北ニュータウンの再生について大阪府、堺市は三原台府営の近大病院と近大医学部の道路又仮歩道整備工事について、子どもたちの安全対策を行ってください。三原公園を無くさないでください。
16. 堺市の水道料金の徴収など請け負ってる会社の職員が徴収した現金1,944万円着服していた。124件分です。委託事業者を変更してください。又早く市民に返還してください。
17. 下水道管について、全国で点検区間の約3割に腐食などの異常が見つかりました。平成27年度自治体が点検した区間のうち、およそ3割に当たります。130km余りで腐食などの異常が見つかりました。堺市は堺区・中区で平成29年度事故がありました。大雨・台風です。3,300件余り事故が起きています。堺市は5,000kmの下水道管について、5年に1度点検するように管理を義務づけています。堺市は下水道管の老朽化対策を進めてください。

文教委員会審査分

18. 義務教育9年間を見通した小中一貫の確かな学力向上を進めてください。全国の小学校・中学校で不登校は子ども、13万5,549人を超え、10年間で最も多くなりました。平成28年度小学校3万1,151人、中学校10万4,398人、欠席日数年間90日長期の不登校の子ども7万7,451人で全体の57.6%を占めました。堺市教育は不登校の子どもの対策を進めてください。学校の先生も小・中学校生徒に暴力が多いです。無くすようにしてください。
19. 堺市教員の長時間勤務を解消するために、部活動の指導員や大会への引率などに、外部指導員の導入を進めてください。
20. 特別支援教育に係る経費の財政措置を進めてください。障害のある児童生徒の自立と社会参加をめざす指導の充実のために、特別支援教育支援員に要する、経費の財政措置を進めてください。特別支援学校に在籍する児童生徒の増加と障害の重度化や多様化への対応などの課題を解決してください。

受理年月日 平成30年1月29日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長 藤田 槟知子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 近畿大学医学部病院の泉ヶ丘地区移転にともなう諸問題について、関係する地域（泉ヶ丘駅周辺・梅地域）に、現段階の進行状況の説明会を早急に開いてください。
2. 政府は「カジノ誘致で観光の地域振興」とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では、カジノ誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。堺市として、カジノ誘致反対を大阪府に表明してください。
3. 自衛官募集の広報掲載並びに自治会での回覧をやめてください。

市民人権委員会審査分

4. 原子力発電所は人類と共に存できません。堺市がよく対応されていることは承知していますが、今すぐ廃炉にするのが最善であると考えます。次のことを要望します。
 - ① 日本の原子力発電の廃止を国に求めて下さい。堺市独自に再稼働反対の意見を表明してください。
 - ② 事故と緊急時の対応を事前に市民に周知徹底して下さい。
5. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるようお

願いします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願ひします。特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願ひします。日本政府に「核兵器禁止条約」に署名するよう、強く働きかけて下さい。「堺平和のための戦争展」を全面的に後援してください。

6. 殺し殺される危険な場所に自衛隊を派遣する「安全保障関連法」の廃止を国に要望して下さい。
7. 「テロ等組織犯罪準備罪法」の廃止を国に要望して下さい。
8. マイナンバーカードを持たない市民にとって証明書自動交付機の廃止は大変困ります。各区役所設置の証明書自動交付機の廃止は絶対にしないでください。

健康福祉委員会審査分

9. 生活保護制度を守り、所得基準の引き上げを国に要望してください。
10. 国民健康保険料の近年の引き下げに感謝します。さらなる引き下げを要望します。また「広域化」に参加しないで下さい。
11. 介護保険料を引き上げないでください。
12. 後期高齢者医療制度を廃止するよう国に働きかけてください。
13. 乳がん、子宮がん検診を毎年に戻すことを要望します。がん検診の無料化を早期に実現してください。又、若年層の検診率を高めるための啓発も引き続きすめてください。
14. 特定不妊治療の更なる補助と不妊に悩む方への年齢制限をしないよう引き続き国に要望してください。
15. 地域の子育て環境を豊かにするために児童館の設置をぜひお願いします。

産業環境委員会審査分

16. 堺市独自の持続可能な自然エネルギーへの転換施策を、一層推進されることを要望します。又、その推進の現状を広報などで、市民に知らせて下さい。
17. 原発に頼らなくてもよい様な節電対策を進めて下さい。

建設委員会審査分

18. 上下水道料金の更なる値下げを要望します。

文教委員会審査分

19. 小・中学校の給食は、子どもたちの健やかな成長を保障するため重要なものと考えます。自

校方式での学校給食の実施をお願いします。

20. 卒業式・入学式での「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を強制しないでください。憲法 19 条に規定されている思想及び良心の自由を侵すことになるのではないですか。
21. 29 年度からの堺型少人数教育は大きな前進と考えています。この検証結果を公開して下さい。さらに、小・中学校全学年の 35 人学級の実現を国に要望して下さい。正規教職員の増員も引き続き国・府へ要望してください。
22. 入学準備金の早期支給は、大変喜ばしく思います。さらに支給額を増額してください。又、就学援助制度の所得基準を引き上げて下さい。
23. 南図書館梅分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同じにして下さい。
24. 放課後児童支援を、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行っておられると思いますが、堺市が 29 年度採用されたプロポーザル方式の効果と特に課題について教えて下さい。
25. 市としてチャレンジテストに参加しないで下さい。

「公平性を担保する方策の検証のため」とありますが、具体的に説明し、検証の結果を明らかにして下さい。チャレンジテストが実際に子ども達のためになるとは思えません。高校入試に利用しないで下さい。

受理年月日 平成 30 年 2 月 7 日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区

泉ヶ丘プール地を残す有志の会

代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部及び附属病院の移転について

－三者協定の有効性を問う－

陳情の内容

私達は三者協定の有効性を問います。近畿大学医学部及び附属病院の移転については、当初大阪狭山市に分院として300床を残すという前提で大阪狭山市も了解し、大阪府・堺市及び近畿大学の三者協定が平成26年7月に締結されました。

しかし、近畿大学は平成29年12月6日の南河内保健医療協議会において、大阪狭山市の病院は閉院するとの方針を明らかにしています。当然、南河内医療圏から唯一の災害拠点病院がなくなる事になります。

この事は三者協定の前提を完全に覆すものであり、大阪狭山市長も「地域医療への影響は大きく、到底容認できない」と近畿大学に再考を求めていると共に、近畿大学医学部附属病院の統合再編計画の計画変更の撤回と、300床規模の病院設置を求め、平成29年12月22日に大阪狭山市議会が全会一致で決議しています。

大阪狭山市がオブザーバーとして参加していた四者協議の約束が一方的に破られた事は、大阪狭山市と地域住民が受ける経済的損失及び医療体制面での影響が大きいことから容認出来る事ではありません。

既に大阪狭山市の基準地価が大幅に下落しています。大阪狭山市は大阪府下の「住みよい町2位」を誇っていましたが、大野台付近の下落幅が大きいことから近大病院移転が影響している可能性があると共に、今後、近隣店舗の経営も厳しくなる事は容易に想像出来ます。

つきましては、以下の具体的項目について堺市の考え方を明らかにして頂くと共に、市議会におかれましては大阪府全体のバランスを考え、堺市と大阪狭山市が共に発展できる方法を論議頂きます。

事をお願い申し上げます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 大阪狭山の病院を閉院するという近畿大学の方針は、大阪狭山市も入った四者協議の『大阪狭山の地に300床残す』という大前提を覆すものであり、協定内容には入っていないとはいえる三者協定の有効性が問われるものと考えます。

三者協定の当事者である堺市は、協定の有効性についてどのように判断しているのか明らかにして頂きたい。

健康福祉委員会審査分

2. 大阪狭山の病院を完全に閉鎖することは、大阪狭山市と地域住民及び南河内医療圏に重大な影響を及ぼすことは明らかです。

大阪狭山市議会（12月定例議会）でも「座して死を待つのではなく、行政として最大限の策を講ずるべきと考えるが」という意見が議員から出る程、大阪狭山市は危機感を募らせています。

私達は、堺市だけが良くて大阪狭山市はどのようになっても良いという考えはあってはならない事だと考えます。

大阪府下の市町村が共に発展していく道を模索すべきであり、大阪狭山市を踏み台にするような今回の計画変更には賛同出来ません。

三者協定の当事者である堺市は、近畿大学の計画変更について大阪府及び近畿大学に対しどのような対応を取られるのか明らかにして頂きたい。

私達は、これ程重要な問題に対し堺市が傍観する事の無いことを強く望んでいます。

3. 大阪狭山市の病院を閉院するという近畿大学の発表は、大阪狭山市との信義を欠いた誠に一方的な計画です。泉ヶ丘への移転計画は近畿大学の「駅から歩いて来院出来る場所に病院を建てたい」という独善的な思いのみで進められているように見えます。

二次医療圏を越えて病院が移転する不可避が全く見受けられません。「病院の耐震性」や「医学部併設の特例」あるいは「地理的要件（現在地から近い）」があるから医療圏を越えて移転出来るといった論議もあるようですが、どうしても現地で建替えが出来ない場合や、医療圏内で代替地が無い場合のみに適用されるものであり、近畿大学の都合で安易に二次医療圏を越える事が許されるなら、医療行政の大原則が覆される事になります。

まして、今回の計画では南河内医療圏唯一の災害拠点病院が無くなってしまうという常識では考えられない事態が発生しようとしています。

近畿大学が現地建替え及び南河内医療圏内での代替地について大阪狭山市に相談した形跡が全く見受けられない現状において、二次医療圏を越える不可避性があったのか、全く不明確な状況下のもと、堺市が近大病院の移転計画（都市計画変更）を進めるのであれば、誰もが納得出来る移転の不可避性を明らかにして頂きたい。

受理年月日 平成30年2月2日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市東区

堺・障害者（児）の生活の場を考える会

代表 中 内 福 成

「ロングショート」問題の早急の解決のため障害者が安心して暮らせる場の整備を求める陳情書

陳情の内容

重度の知的障害がある人の暮らしの場が圧倒的に不足しています。

周知の通り、在宅で暮らしている障害者にとって親の高齢化による介護力の低下が深刻な問題となっています。その親の入院などにより一気に生活の基盤がなくなるとどこにも行き場のない障害者は「ロングショート」にならざるを得ない状況です。

堺市では昨年の4月から「緊急時対応事業」を開始しました。これまでの安心コールセンターに駆けつけ機能を付加したもので、地域で暮らす障害者・家族にとって「介護ができない状態になった時に誰かが来てくれる」といった安心が担保されることになり、一步前進と評価をしています。

しかし、一時的には対応ができたとしても、その状態が長期に亘ったり、あるいは介護者の死亡などで自宅に戻られなくなってしまうと結局のところ「ロングショート」になってしまいます。暮らしの場が圧倒的に不足しているからです。ショートステイを転々とさせられ、暮らしの場が安定しない状態はまさに人権侵害であり、「全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を締結国に課した障害者権利条約にも違反しています。

少人数のアットホームなグループホームであったり、広い空間が保障された入所施設であったり、また、障害によっては医療的ケアも欠かせません。障害の状態や個々のニーズに応じた様々な形態の暮らしの場が必要なのです。

私たちは一刻も早く、ロングショートを解消し、住み慣れたこの堺の地で障害者が安心して住み続けられるように暮らしの場の整備を求めて以下の陳情をいたします。

<陳情事項>

1. 重度の知的障害者が安心して暮らせる入所施設やグループホームを早急に整備、建設して下さい。入所施設もグループホームもどちらも重要な社会資源です。
2. 重度障害の利用者が安心して暮らせるグループホームにするために以下の項目を陳情します。
 - (1) 利用者が日中にホームで過ごした場合、国の加算に加えて堺市独自の補助をして下さい。
 - (2) 行動障害を持つ利用者も「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」の対象とし、事業所単位ではなく住戸単位で補助をして下さい。
3. 地域生活支援拠点に以下の機能を付加して下さい。
 - (1) 介護者の高齢化・死亡等により家族介護ができなくなり、ロングショートの対象となった障害者が次の暮らしの場に移られるまでの期間滞在できる宿泊機能。
 - (2) 宿泊機能の中に、宿泊訓練やひとり暮らしの体験を行える機能。
 - (3) グループホームについて入居者の夜間や休日の急病などの緊急時を支える仕組みをつくり下さい。
 - (4) 緊急時対応事業の対象者を以下のように拡充して下さい。
 - ・18歳未満の児童も対象にして下さい。
 - ・区分に関わらず対象にして下さい。
 - ・障害当事者がパニックになって家族では対応できない場合も対象にして下さい。

受理年月日 平成30年1月23日

介護保険制度について

陳 情 者 堺市堺区

全日本年金者組合・堺東支部

支部長 小林 武

全日本年金者組合・堺堺支部

支部長 尾崎 一夫

全日本年金者組合・堺北支部

支部長 高山 アサ子

全日本年金者組合・堺南支部

支部長 中島 一郎

全日本年金者組合・堺西支部

支部長 坂本 讓次

全日本年金者組合・堺中支部

支部長 柿本 初野

全日本年金者組合・堺美原支部

支部長 佐治 行雄

介護保険制度の改善について

陳情の内容

市民のいのちとくらしを守るための日頃からのご尽力に敬意を表します。

介護保険制度が 2000 年（平成 12 年）に「家族が支える介護から社会が支える介護へ」「利用者の選択の幅が広がる」とうたわれて発足して 17 年が経ちました。市や介護事業者などの努力で、各種介護サービスを利用する市民も増えています。その一方で、介護保険料の大幅に引き上げに対する不安、必要とする介護が利用できるのかという不安が、市民とくに高齢者に広がっています。

特に、昨年 5 月、国会で成立した「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、一層の負担増と介護切り捨て、市町村を使って介護サービスを利用させない仕組

みをつくりあげるもので。この動きは、高齢者の不安をさらに大きくするものです。

各市町村は、平成30年度から3年間の「介護保険事業計画」を作成していますが、堺市にあっては、従来通り、利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が専門職による「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用できるようにすることを求める。また、新規・更新者とも従来同様の認定申請とし、その認定申請を抑制しないことを求めます。

第7期の介護保険料の改定にあたり、政府の責任で必要な財源を確保し、保険料を上げないように要請すると同時に、堺市として、低所得者への介護保険料軽減のための公費投入を継続し、さらに減免の対象者を拡大することを求める。

<陳情事項>

1. 保険料負担増を抑えるため、国に抜本的な制度の見直しと、必要な財源措置を求めて下さい。
2. 堺市として公費を投入し、所得水準の低い所帯への保険料減免の配慮の継続とその拡大をして下さい。利用料の減免制度を新設して下さい。
3. 堺市として、従来通り、利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が専門職による「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用できるようにして下さい。
4. 介護認定にあたっては、新規・更新者とも従来同様の認定申請とし、その認定申請を抑制しないで下さい。
5. 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の待遇を改善してください。
6. 必要な介護を無資格者サービスやボランティアサービスに置き換えることのないようにしてください。

}

受理年月日 平成30年2月1日

日中一時支援事業について

陳 情 者 堺市北区

全国障がい児者施設の事故ゼロをめざす会

代表 山 部 聰

日中一時支援事業の死亡事故に対して事故検証等を求める陳情書

陳情の内容

一昨年11月、堺市日中一時支援事業の施設において、1歳9か月の男児が食事をのどに詰まらせ死亡に至る重大事故が発生しております。

事故が発生して1年以上が経過していますが、堺市自ら市民に対し事故が公表されることもなく、事故の発生原因や十分な再発防止策も明らかにされていないなかで、同事業が継続されています。

さらに日中一時支援事業は、全国の自治体で実施されているものの、このような低年齢児の死亡事故が発生した事例は他に聞いたこともなく、今回の事故の発生原因によっては同事業そのものの安全性を揺るがしかねない事態となっています。

堺市は、事故が発生した自治体として、事故がなぜ発生したのか、事故から何を教訓として学ぶのか、将来二度と同じ事故を繰り返さないためにどういった対策をとる必要があるのか等について調査・検証を行い、十分な再発防止策を実行する責任があると考えます。

以上のことから、取り急ぎ下記のとおり陳情致しますので、ご尽力いただきますようよろしくお願い致します。

＜陳情事項＞

1. 事故検証により実効ある再発防止策を確立するため、次のことを行うこと。

(1) 早急に事故検証組織を設置し、事故の原因究明を行い、十分な再発防止策を実施すること。

また、その内容を公表すること。

(2) 事故検証組織の構成は市職員のみとせず専門的能力（障がい・保育・医療・法律等）を有

する第三者委員を複数加えること。また、第三者委員の選定にあたっては事故当事者（被害者）の意向を考慮すること。

- (3) 事故検証にあたっては、事故当事者（被害者）の意向に十分に配慮するとともに、事故が発生した直接的原因のみならず事故の背景となる間接的要因も含め多角的な検証を十分に行うこと。
- (4) 事故検証の結果、日中一時支援事業そのものに問題や課題がある場合は、国や関係機関に必要な改善対策を行うよう意見すること。

2. 事故検証による再発防止策が確立するまでの間、次のような暫定的な安全対策を行うこと。

- (1) 専門資格者を配置すること
- (2) 安全性向上のための研修を徹底すること
- (3) 安全性向上のためのガイドライン等を作成すること

3. 事故情報の収集と関係機関への報告について、次の点を改善すること。

- (1) 市の事業等での事故情報の収集を的確に行い、死亡・重篤事故については速やかに関係機関に報告する体制を整備すること。
- (2) 死亡・重篤事故情報の収集にあたっては、できるかぎり早い段階で事故当事者（被害者）を含む関係者から情報を集めること。
- (3) 死亡・重篤事故情報を関係機関に報告する際は、報告内容に対する事故当事者（被害者）の意見も添えて行うこと。

4. 死亡・重篤事故の対応にあたっては、事故当事者（被害者）の心的負担への配慮を含め、円滑な事故解決に向けた支援体制の整備を行うこと。

5. 事故検証を待たずとも、国に対して、当面、次の内容を要望すること。

- (1) 障がい児者が利用する施設及び事業における重大事故について、保育施設等と同様に報告制度並びに事後の検証制度等を整備すること。
- (2) 重大事故を防止するために、障がい児者が利用する施設及び事業における人員配置及び設備等の最低基準を定めること。
- (3) 障がい児者が利用する施設及び事業においても、教育・保育施設等と同様な公的無過失保険を整備すること。
- (4) チャイルド・デス・レビュー（小児死亡事例に関する登録・検証システム）を早期に確立すること。

受理年月日 平成30年2月8日

国民健康保険制度について

陳 情 者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今 田 光 俊

国民健康保険大阪府統一化の下での保険料や減免制度のあり方に関する陳情

陳情の内容

国民健康保険（国保）は戦後、「国民皆保険」計画の中で、農民、漁民、低所得労働者、無職者、高齢者、病人など社会的弱者を加入者とするために地域保険であった国民健康保険を医療のセーフティネットとして再編しました。そのため国保法第1条には社会保障制度であることが明記されており、現在もなお、第一条は変わっていません。

2018年4月から国保の保険者は都道府県と市町村となります。保険料の決定などは今までと同様に市町村に権限があります。また各市町村が持つ条例減免制度は、個別の事情や歴史を反映した多種多様な内容になっており、原資は一般会計法定外繰入で行っています。

しかしながら、いま、国保料は、他の税・社会保険料よりもはるかに高額となっており、加入者の暮らしや命を脅かすものとなっています。

一方、堺市の国保料は、この間、少しずつ引き下げられてきており、市民に喜ばれています。

しかし、この4月から実施されている大阪府統一国保料試算では、大幅な引き上げになり、特に低所得層に重い負担がかかるものになっています。堺市が昨年12月に大阪府に対し『府内43市町村の円滑な制度移行を図るには、統一保険料率のより一層の低減が必要であるため、国に対して更なる公費投入の拡大を求めるとともに、大阪府においても、被保険者の急激な負担増加を抑制するための方策や特段の財政支援措置等を講じることで、国保財政運営の責任主体としての責務を果たすことを強く求める。上記措置等が講じられない場合は、混乱を回避し、円滑な新制度移行を図るために、統一保険料の導入の延期も含め、然るべき判断を強く求める』とする意見を提出されていることに、わたしたちは大いに賛同します。

そうした点をふまえ、以下の項目について強く陳情します。

<陳情事項>

1. 府に対して大幅な保険料引き上げとなる統一国保料に引き続き反対して下さい。
2. 一般会計からの法定外繰り入れなど市独自の減免制度をなくそうとする大阪府統一国保に反対して下さい。
3. 引き続き、堺市の保険料を引き下げて、誰もが払える国保料にして下さい。

受理年月日 平成30年2月8日

住宅宿泊事業について

陳 情 者 大阪市東淀川区

自由民主党大阪府ちんたい支部

宮 野 純

（仮称）堺市住宅宿泊事業に関する条例に関する陳情

陳情の内容

急増する訪日外国人客を取り込み、地域の発展につなげていくことに知恵を向けるべきであり、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）の施行当初から、過度の規制によってその出発点を絞り込むことは、将来に向けての利益損失を招く結果となりかねません。かかる責任は重大なものと思料します。

「本年 6 月から施行される法によれば、法の一定の要件を満たした者であれば、「住宅」を宿泊施設の用に供して、地域を問わず、住宅宿泊事業（以下「民泊」という。）を年 180 日間営業できるものとされています。

従いまして、条例とはいえ、民泊を営業できる区域や期間に大幅かつ過剰な制限を設けることは、そもそも法の趣旨から逸脱していることに加え、憲法も保障する営業の自由を著しく侵害する恐れがあること、そして、これら過剰な規制によりむしろ「ヤミ民泊」を助長しかねないことから、厳に避けられるべきであります。

現在、堺市において検討されている「（仮称）堺市住宅宿泊事業に関する条例」についても、この陳情の主旨を十分に踏まえ、民泊の営業を過度に制限するような定めを設けないよう、要望します。

＜陳情事項＞

堺市において、住宅宿泊事業の営業を過度に制限する諸規則ならびにこれに伴う行政措置を講じないようにしてください。

具体的には、住宅宿泊事業（いわゆる家主不在型）の実施を規制する以下の区域及び期間を条例

で制定することのないよう強く要望します。

1. 区 域 住居専用地域
2. 期 間 日曜日の正午から金曜日の正午まで

受理年月日 平成 30 年 2 月 8 日

駅利用者の安全対策について

陳 情 者 堺市北区

住みよい堺市をつくる会北区地域連絡会

代表 原 圭 治

陳情の内容

貴職におかれましては堺市民の安全・安心のため全力を挙げていただきておりますことに心から敬意を表します。

さて、昨年 10 月 1 日 JR 阪和線富木駅にて視覚障がい者の男性がホームから転落、快速電車に轢かれ死亡するという痛ましい事故が起こりました。

堺市議会においては、すでに「ホームドアの設置と『内方線付き点状ブロック』整備促進を求める意見書」（平成 28 年 12 月 20 日付）を採択、内閣総理大臣および関係大臣に送付されています。

しかし、全国約 9,500 駅のうちホームドア整備が完了しているのは 686 駅であり転落防止柵の設置や「内方線付き点字ブロック」の整備も併せて安全対策が急務になっています。

堺市北区の JR 阪和線百舌鳥駅は、周辺に堺市立百舌鳥支援学校、大阪府立堺支援学校、大阪府立堺聴覚支援学校、堺市立健康福祉プラザがあり障がいをもつ人たちも多く利用されています。また、世界遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群の中心に存在し、大阪府内はもとより各地から観光で訪れる駅でもあります。過去には駅員が常駐し、安全確保など駅業務を行っていましたが、2007 年 4 月 1 日より一部時間をのぞいて駅業務は休止されており、休止時間中はオペレーターがインターфонで遠隔対応する形をとっています。現在の百舌鳥駅は駅員無人に等しく、ホームでの旅客への誘導案内や障がいを有する乗客への積極的な声かけなどもできていない状況にあります。百舌鳥駅のさらなる安全性の向上と観光客への対応などに向け下記の事項について陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. JR 西日本株式会社及び関係大臣につよく働きかけていただくようお願いします。
 - (1) 事故を未然に防ぐためにも、観光客への対応を速やかに行うためにも駅員（安全要員）の確保を急いでください。

(2) ホームドアの設置にあたっては、百舌鳥駅のように転落の危険性の高い駅については、優先的に速やかに実現してください。

受理年月日 平成30年2月5日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

桃山台の暮らしを考える会

代表者 山 中 孝 夫

桃山台循環バス再開と泉ヶ丘までの運行の陳情書

陳情の内容

全国的な高齢化の進展するなか、ここ桃山台もその例外ではなく、全市平均よりも進んでいると言われています。これまで梅・美木多駅まで徒歩、自転車等を利用し生活していた人が出来づらくなっています。駅周辺の改修に伴い買い物をするにも泉ヶ丘、光明池駅に出かける必要に迫られています。

まして、地勢的に丘陵地を開発した住宅地域であるため坂道が多く、生活に不便をかこつ住民が増加しています。前回からの堺市と南海バスからの回答に対して、私たちの声が届かないことに多くの住民が大変残念がっています。また、周辺地域に若い人が増えていて、通勤通学の需要が増加しています。高齢者にやさしい町、住み続けられる町であり続けるために、循環バスはどうしても必要になってきます。

このような事情をご理解いただき桃山台循環バスの再開を陳情いたします。

<陳情事項>

梅・美木多駅周辺の再開発で、駅周辺が（ダイエーなど）建替えのため医薬品、衣料品、食料品、生活用品などの買い物をする店がありません。現状では、泉ヶ丘駅、光明池駅まで行かないと買うことができません。桃山台循環バス再開と桃山台から泉ヶ丘までの運行は切実です。

1. 桃山台循環バス再開
2. 桃山台から泉ヶ丘までの運行

以上 2 点を南海バスに再度働きかけてください。

よろしくお願ひいたします。

受理年月日 平成 30 年 2 月 7 日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市北区

安 住 万友美

公立小学校のシックススクール被害者である息子が、
フルタイムで教育を受けられるようにしてください。

陳情の内容

幼児期に化学物質過敏症になった息子がいます。小学校には、診断書を提出して協力を仰いでいたにも関わらず、2年生になる年の、2017年3月の春休みに、学校が保護者に無断で校舎内の壁のペンキの塗り替えを行いました。その結果、息子が体調を崩し（ペンキの臭いを強く感じる、37.6℃程度の熱が続く、鼻血、吐き気、ふらつき、顔色が悪くなり、しんどくなる、蕁麻疹や痒みが出る、手足がしびれる、痛みなど）、病院でシックハウス症候群と診断されました。

それをきっかけに化学物質過敏症の過敏度も増し、2017年4月から学校の校舎や体育館に入る事が出来なくなりました。その為、グラウンドで、保健の先生や、スクールソポーターと勉強してきましたが、2017年12月をもって、予算の都合でソポーターが打ち切られました。

またグラウンドでテントを張ることも、暖房器具を置くことも、市教委に禁止にされている為、雨天時や風の強い日には休まざるを得ない状況が続いています。

また、2018年1月からは、ソポーターがいなくなり、教師と介助員の交代制で息子を見てもらうことになりましたが、毎朝、8時50分頃にならないと、誰もグラウンドに先生がいない状況です。そのため、親の付き添いを学校から要求されており、8時20分頃からの30分間は、親が息子を見ています。

また、教師が不足している時には、親が代わりに見るよう言われます。2018年1月には、体育館で行われた体育の授業に、息子が体育館に入れず参加できなかったことから、親がグラウンドで1時間見ておくように言われ、仕方が無く息子と二人で体を使っての跳び箱の練習や縄跳びなどをしました。（「跳び箱をグラウンドに出せない。」と言われましたが、他の過敏症児童のいる自治体では、外で別の先生と跳び箱の授業をやるなどしているそうです。）また学校からは、「また今回

のように、必要がある時には、保護者のご協力をお願いします。」と言われています。親である私も化学物質過敏症で体調が悪く、学校への付き添いなどは大きな負担です。ましてや、学校のせいで、息子がシックススクールになって授業を受けられなくなっているのに、なぜ親に責任を負わせるのでしょうか。また、保護者の付き添いを強要するのは差別に当たると思います。

一方で、「教師がない場合、保護者に連絡するのすぐに迎えにきてください。」とも言われています。このような不安定な状況では困ります。堺市が、きちんと担当の教師を1人つけてください。

専任の教師を1人にして頂くことで、洗剤臭の配慮などもしてもらいやすくなると考えています。現在、教師が入れ替わり制なので、先生方の洗剤臭の配慮（重曹などでの洗濯）もお願いをしているところですが、なかなか対応して頂けていません。また、対応していただけていたとしても、他の児童らとの交流で、移り香もあります。

洗剤に入っている香りや抗菌剤や、ウレタンのマイクロカプセルなどで、息子は体調を崩しますし、集中力や記憶力も削がれます。

奈良市の都祁（つけ）小学校では、化学物質過敏症の児童は、1人学級の対応で、担任の先生は洗剤の配慮に加え、さらには、教室専用の服を用意し、教室を出入りする度に着替えるという対応をされているそうです。家庭を訪問する際にも、ビニール袋に専用の服を入れて持っていく、玄関前で着替えるなど、移り香の対策を万全にされています。こうした対応をしていただけすると大変助かります。同小学校では、途中から統廃合で新しい校舎になったため、当該児童が校舎に入れないと予め予測できていたので、1年前からオーダーメイドのユニット教室を計画し、グラウンドに設置されました。ユニット教室は2個連結されており、先生の着替え部屋（洗濯機もあり、毎日洗濯が出来る）、トイレや電子レンジなども設置されているそうです。このユニットは、中学にも持って行けるようにとの配慮から、移動式にしたそうです。

また、1人の先生をつけていただくことで、校内で行われる工事や、新たな教材など、影響が及ぼしそうなことへの気付きや報告もしていただきやすくなると思います。

現状では、担任の先生も、支援学級の先生も、他の複数の児童を掛け持ちで見ているために、忙しく、注意が充分には出来ていない状況です。重要な手紙（年間計画表や再検査のお知らせなど）の渡し忘れや、個別指導計画表などの作成が滞ったり、うっかり樹脂粘土（紙ねんど）を息子に使わせてしまったりというミスが起きています。

また伝達不足からか、充分過敏症を理解できていない新しい先生方にも見てもらっているので、うっかり息子の作品にビニール糊を使ってしまったというミスも起きています。

1人の先生が、責任を持って息子に対応していただければ、これらのミスは防げるようになるのではないかと期待しています。

障害者差別解消法に基づき、息子が、きちんと毎日フルタイムで授業を受けられるように、堺市

が息子の教育権を保障してくださるようお願いいたします。

教育基本法 4 条 2 項では「国及び地方自治体は、障害のあるものが、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じなければならない」としています。地方自治体として、教育を受けさせる義務があります。

<状況報告・補足>

1. 息子が、入学前から化学物質過敏症で、診断書も提出していましたが、2016 年 1 月に授業でうっかり使用された樹脂粘土を使って以降、40 度の熱を出し、その後もずっと 37℃ 代前半程度の微熱が続き具合の悪い日が続いていました。春休み中に一旦回復したものの、2017 年 3 月、(2 年生になる前の春休み) に、学校が保護者に無断で塗った壁のペンキをきっかけにして、学校に行くと「ペンキの臭いを強く感じる、37.6℃ 程度の発熱が毎日続く、鼻血、頭痛、吐き気、青白い顔、ふらつき、しんどくて動けなくなる。蕁麻疹、かゆみ、手足のしびれ、痛み。」といった症状が起き、自宅に帰ると症状が改善するため、クリニックにて「シックハウス症候群」の診断を受けました。私は、息子の体調が悪くなつて初めて、ペンキが塗られていたことを知りました。4 月の途中まで保健室で自習していましたが、身体測定などで多くの児童が入室してきたことから、衣類について洗剤臭やペンキの臭いで保健室にもいられなくなり、さらに音楽室も入れなくなり、校舎や体育館に入ることができなくなり、12 月末まで、教師ではなく、スクールサポーターとグラウンドで勉強を続けてきました。教育委員会（保健給食課と支援教育課）からは、「スクールサポーターは、教師ではないので、グラウンドで遊んでいるようなものだ。」と言われています。ですが、「教師は付けられない。」と言われます。尚、春休み中には、新しいエアコンが全校に導入されました。これも設置後に知りました。（息子は新しい家電製品に反応することがあることも伝えてありました。）また 2 年生になった為、教室が 1 階から 2 階に替わりました。また、全教室のワックスを塗布しないようにお願いしたにも関わらず断られ、「2 年生の教室と体育館」を除く全教室にワックスが塗られました。またこれも、後から知ったのですが、息子が 1 年生の時から、校内のペンキの塗り替えを徐々に行ってきていたというのです。あまりにも配慮がなく、驚いています。結局、春休みに、教室から近い階段に 2 種類のペンキを塗られたことが、トドメになってしまったものと思われます。化学物質過敏症の診断書を提出して説明したのにもかかわらず、全く配慮がなかったことを、学校と教育委員会には猛省して頂きたいと思っていますが、その後も教師を付けていただけないまま、雨や風や寒さを防ぐテントすら禁止にされたグラウンドで、ボランティアのサポーターと勉強をして、今日に至りましたが、そのサポーターも予算の関係で、突然 12 月に打ち切りになりました。

2017 年 11 月末の平日に、封止剤の効果がある塗料「セーフコート」が建物内部の階段壁部

に塗られました。代理店の説明により、「セーフコートを塗ることで、元の塗料の揮発が加速すること。一般人で1週間、過敏症で3週間は気をつけてください。」と言われていたので、教育委員会施設課に「平日に塗らずに、せめて冬休みなどの長期休暇に塗ってほしい。」とお願いしましたが、「学校との話し合いで、この日に決定した。もう日を動かすことはできない。」と回答され、仕方が無く、約1週間お休みをして避難せざるを得ませんでした。その後、翌週に登校した際に、グラウンドに充満した揮発した物質に暴露し、息子は、今まで以上に校舎に近づけなくなってしまいました。(グラウンドの半分ほどまでしか行けなくなりました。)

2. また、建物だけでなく、サポーターや、お友達の洗剤臭（香料、抗菌剤）や文具類、プラスチック、難燃剤などにも反応するため、他の児童らと教室で授業を受けることが困難な状況です。グラウンドなど、外でしたら、なんとかギリギリ我慢でき、参加したり、友達と遊んだりしています。本当は教師や保護者の皆さんにも、洗剤臭（香料、抗菌剤、マイクロカプセル含む、液体洗剤・柔軟剤を自粛）の配慮をしていただき、重曹やセスキ炭酸ソーダ、クエン酸、酢などでの洗濯などをしていただきたいと思っています。学校は、学期始まりや学期終わりなどに定期的に毎回啓発していただきたいと思っています。

3. 入学当初より、文科省の「健康的な学習環境を維持管理するために」にあるように、化学物質過敏症の対応として「病弱・虚弱教室の設置・入級」を学校と教育委員会に求めてきましたが、叶えられず、シックススクール発生以降は、既存の支援教室（情緒障害学級）への在籍扱いにはなりましたが、校舎に入れないと、空気質の理由から、一度も支援教室に入れたことはありません。また「堺市では、少なくとも同じ障害種別が学校内に2人以上いないと、種別ごとの支援教室を設置することはない。」「堺市で1入学級はありえない。」などの理由で、シックススクール以降も、教師を付けて頂けていません。これは、「教育権の侵害」であり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」で定められるところの「合理的配慮の欠如」であり、「障害者差別」であるといえると思います。第三条「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」とあります。早期の改善・解決を望みます。

4. 教育委員会からテントも禁止にされているので、雨が降ったり、風が強いと、お休みせざるを得ない状況です。学校の先生方には、空き時間に見て頂くことがある程度ですが、担任の先生に1週間以上、会えないこともありました。また、次の時間の先生への引き継ぎがうまくいかず、1人でグラウンドで自習していたこともあります。グラウンドから、大声で呼んでも、誰にも気づいてもらえずに、建物にも近づくことが出来なかつたため、諦めて1人で自習していました。給食の時間が来ても気づいてもらえず、職員室に弁当を預けていたため、何度も先生を呼んでも気づいてもらえませんでした。給食が終了する頃に、ボランティアの清

掃員の方がたまたま通りかかり、教師を呼んでもらうことができたそうです。（放置された時間は、およそ2時間近くだったのではないかと思います）

これ以降、管理職と担任から、「再発を防止する」と宣言されたにも関わらず、何日とたずには、同じことが2回目も起こり、息子が、持たせていた警笛をひたすら吹いて、だいぶ経つてから教頭が来たことがあったそうです。

これ以前にも、1人でグラウンドで待たされている間に、鉄棒から落ちてケガをしたこともありました。専任の教師が付き、1人学級になれば、このような1人で放置されるといったミスは起こりにくくなるのではないかと思います。

5. 2年生のシックスクール発生後、クリニックの先生の診断書には、シックハウス症候群（シックスクール）の診断とともに「入れる教室での個人指導（教師を付けると言う意味のこと）、一時的な転校などの配慮も必要と考える」と書いて下さったのですが、対応されていません。

6. 指定校変更も視野に入れ、近隣の小学校の見学を求めましたが、教育委員会の妨害にあい（見学を断られる、『教育委員会が事前に学校に説明するから、直接学校にコンタクトは取らないように。』と言って2か月以上も放置するなど）、なかなか見学にも行けませんでした。やつと見学に行けた時には、ワックスも農薬も使用された後でした。

最初に見学に行った五箇荘東小学校の校長に、「正直、年度途中で、一般的でない児童の受け入れはうちでは出来ない。」と拒否された時も、教育委員会保健給食課職員からは「当然の対応です。どこの学校へ行っても同じですよ。」と言われました。

また、教育委員会（保健、支援）から、「指定校変更は、一般の児童としてなら受け入れも検討するが、今のようなサポートは一切しないのが条件。一般か支援の教室に、他の児童らと共に入れることが条件。」と化学物質過敏症には、厳しい条件を突き付けられ、結果、指定校変更は叶いませんでした。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」で定められるところの「合理的配慮の欠如」であり、「障害者差別」であると思います。

7. 夏休み明けの金曜日の夕方に、校長から突然「来週月曜日から訪問教育になりますから、もう学校には来ないで自宅待機してください。」と電話があって揉めました。教育委員会による説明では、「訪問教育は、支援教育の先生が、1週間に2・3度、一回1～2時間程度、放課後の来られる日に自宅に行けたらいい方かな。それでも、ボランティアと遊んでいるだけより、少ない時間でも教師を見てもらった方がいいでしょう。」というような説明でした。私も息子も化学物質過敏症なので、香りを自肅したつもりでも、移り香を含め、強い洗剤香料の人が多いので、「先生を自宅にあげると自宅が安全ではなくなってしまうので、難しい。」と断りました。結局、この時は、弁護士にも相談して、「これまで通りグラウンドで勉強しても良い。」と

なりました。

8. 12月の終業式と同時に、突然サポーターが打ち切りになりましたが、それも報告は、辞める前日に、サポーターから偶然直接聞いただけで、教育委員会及び学校から事前の明確な報告・相談はありませんでした。1月からの体制が不安なまま12月を終えました。

校長と、12月の終業式の日に話しましたが、「支援教室の支援員に、サポーターの代わりに入つてもらおうと思うけれど、まだお願いをしていない。また、グラウンドでの勉強ということになると、『聞いていた話と違う』ということになって、断られる可能性もある。あくまで、『室内に入る努力をしているが、まだ体調的に叶えられない状態ということで、『室内に入れるようになるまで協力を願いする』という話をするつもり。」とのことでした。

また、「一応、今のところ、支援員と教師で全ての時間をカバーできると思っているけれど、もしかしたら、人がいなくて付けられない時間が出るかもしれない。その時は、お母さんに連絡するから来てね。」と言われました。

2018年1月より、上記の体制となりましたが、朝学校に行くと、先生がいません。私が携帯で職員室に電話をかけて、「もう少しお待ちください」と言われて、10分ほど待ったり、体育館で月曜集会があった日には、誰も息子には付いてくれず、親が付き添い先生が来るのを待ちました。結局、8時50分頃に、先生が来て、それから机と椅子を校舎から移動させるのを、私と息子も手伝ったりして、結局、9時10分頃から勉強が始まりました。

教頭からは、「サポーターが居る時には、8時半からグラウンドで居てもらうことが出来たが、先生たちは会議があつたり、色々と忙しいので、付くことが出来ない。他の児童たちも、こどもたちだけで教室で待機している。息子さんには、先生が来るまで、お母さんが付き添つて、安全確認してください。」と言われました。

9. また教頭から、「訪問教育は、家以外の場所では、監督者不在のため無理だ。」と言われました。教育委員会からは、「市民センターや、区役所、図書館、公民館などは、本来の授業の用途で使う場所ではない為、施設管理者から断られた。」と言われました。

10. また、堺市教育委員会の保健給食課の職員には、1年生の入学前から、化学物質過敏症であることを伝えて、診断書も提出しているのですが、未だに「理解できない。」と言われています。また、最初、大阪府内のアレルギー科（CS専門医）にかかっていましたが、その医院では確定診断書を出せない為に、また診断書の出せる病院が、東京都や高知県など遠方にしか無いため、診断書なしでの対応を保健給食課と学校にお願いしましたが、「診断書が無いと対応できない。」と言われ、決死の思いで息子を連れて、遠い高知県まで行き、「診断書」を出してもらい提出しましたが、今度は「診断書があつても同じですよ。何も変わらない。堺市では、1人学級は出来ないし。」と言われました。

11. 1年生の時にも、他の教室のワックスをやめてもらえなかつたり（2年生になる前の春もで

す。)、「洗剤・柔軟剤の香料自肃の呼びかけを学校からしてほしい」とお願いしても断られたり、保護者の了承なく樹脂粘土を使用させられたり(3学期から春休みまで体調を崩しました)、教室の掲示物を外すことを拒否されたり、ニオイ移りを相談し、ロッカーの場所の移動をお願いしても拒否されたり、教室の外で工作をすることを断られたりと、充分な理解と協力をして頂けませんでした。1年3学期に体調を崩したあとくらいから、少しずつ協力してくれようになってきたものの、ワックスやペンキは強行され、新しいエアコンも設置されました。2年生以降も、平日に、工事も強行され、お休みする日も続きました。

12. 2年生になり、息子がシックスクールになった際には、校長から「化学物質過敏症ってお母さんが言っているだけだと思っていた。幼稚園のときはそうだったのかもしれないが、お母さんの努力もあって治っているのかと思っていた。見た感じは普通に元気だったし。今回、息子さんが本人の口から『しんどい。』と言うようになって、初めて本当だと思った。ごめんなさいね。」と謝られたが、その後も、教育委員会の言うとおりにしか動けないとのこと。
13. 今回シックスクールが起きた際も、教育委員会保健給食課、支援教育課とともに、「1人しか症状が出ていないのだし、ペンキが原因では無いのではないか。」と言われ、「病院で何の成分が原因か調べてきてよ。出来れば堺市内の病院で。」などと無茶を言われました。専門医であっても、シックスクールの原因が何かを、患者の体から知ることは出来ません。原因を知るのに必要なのは、現場の空気測定だと早期から要求していましたが、8月の定期測定までしてくれませんでした。6月に、壁に使用されたペンキのメーカー2社のうちの1社が、臭気測定をしてくれました。その結果(1階・2階の階段踊り場が208、3階の階段で180)を、ペンキメーカーは「臭気無し」と伝えましたが、臭気測定の機器メーカー(新コスモス電機(株))に確認したところ、「200を超えるくらいですと、何らかの臭気があると言えます。詳しくは、VOC測定をしないとわかりません。」と言われました。教育委員会の職員にも伝え、VOC測定をしてほしいと依頼しましたが、結局、8月の定期測定までしてくれませんでした。しかも測定されたのは学校指定の6物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン)のみでした。原因究明のために「ペンキに入っていたとされる“TXIB”が原因の可能性があるから測定して欲しい。」と伝え、北海道紋別市のシックスクールでは100種類のVOCを測定して、「テキサノールとNピロリドン」が原因物質として推測されたことや、佐賀大学の研究で「2-エチル-1-ヘキサノール」が多く検出されたことなども挙げ、厚生労働省の「シックハウス問題に関する検討会」で新規4物質の指針値案の検討がされていることも伝え、せめて「TVOC(総揮発性有機化合物量)を測定してほしい。」ともお願いしていましたが、これらについては測定してくれませんでした。(その後、2017年12月末の冬休みに、TVOCが測定されました。時間が経過しすぎている上、寒いので揮発が止まっていると考えられ、指針値内ではありましたが、他の6物質があまりにも低い数

値なのに対して、TVOC がケタ違いに高かったため、セーフコートの代理店は「セーフコートで封止できておらず、何らかの揮発があると思われる。」と言っています。)

14. 教育委員会支援教育課職員からは、「校舎外壁工事の際、「工事中であっても、建物に入ればいい。」と言われました。「入れないと言っているのに、入れと要求して、建物に入って、何か重篤な症状が出たら、どう責任を取ってくれるのですか？」と尋ねたら、「保険が下りますよ。」と言われました。
15. 教育委員会保健給食課からは「風向きを見て勉強するか、学校に入れないのなら、その間、1か月でも休めばいい。」と言われます。有償ボランティア（スクールソポーター）と勉強していることについても、「教師じゃないから、グラウンドで遊んでいるようなものですよ。」と言われていました。だからと言って教師は付けてくれません。
16. 教育委員会からは、「これは心身症、つまり精神疾患です。だから励まして、教室にいれてください。」（支援教育課職員）、「精神的な問題だと主治医の先生が言っていましたよ。（嘘の報告。）」（支援教育課職員）、「こういうのは、全部気持ちの問題だから、お母さんが励まして教室に入れてください。主治医の先生が、『お母さんに強く言わされたから診断書を書いた。』と言っていましたよ。（嘘の報告。）」「1入学級は、大阪府の大きな傘のない弱小の堺市には作れない。引越しなどで児童がいなくなると、教師があぶれて、国（文科省）からこっぴどく怒られるんです。（嘘の報告。）」（支援教育課課長）、「化学物質過敏症のことは、私にはさっぱり理解できませんね。（入学時から、説明てきて、1年半経過してもこのような発言。）」「モルモットなら閉じ込めて確認することもできるが、息子さんは人間なので、そうもいきませんしね。（差別的比喩。）」（保健給食課職員）などと、嘘の報告や残念な発言が多く、現状に即した救済案も出されずに困っております。
17. 教育委員会からは下記の提案が出ています。
 - (ア) 「教室や体育館に入らないと支援は出来ない。早く入ってください。」（校舎に入れないから困っています。）
 - (イ) 「校舎に入れないなら訪問教育になる。週に2・3回、放課後に一日1～2時間程度。」（自宅の安全を確保するために、いくら洗剤臭を気を遣ってもらっても移り香などがあるために、他人を家に上げることが出来ません。また、息子の勉強する時間も格段に減ってしまう。友達との交流も断たれてしまいます。息子本人は、学校に行って勉強する意思がありますし、友達との交流も大好きです。社会性を育てるためにも、通学を希望しています。）
 - (ウ) 「堺市立総合医療センターの院内教室」（片道電車やバスで1時間かかる上、保護者の送り迎えの要付添い。また化学物質過敏症にとって、病院は、消毒散布やワックス塗布などが日常的にされており危険が多いです。薬も飲めないので、他の病気をもらうことも心配です。運動が大好きなのに、運動が一切できませんし、友達との交流も断たれてしまいます。）

18. 教育委員会からは、「大阪府の『子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル』や文科省の『健康的な学習環境を維持管理するために』を参考にして対応する」と言わされてきましたが、「全然守られていない。」と指摘すると、「参考にはするが、のっとってはいない。」(職員)と言われました。診断書についても「医者のいうことを、何でも聞くわけではない」(職員)と蔑ろにされています。

以上のことから、下記の件を要望致します。

特に1. と2. に関しては、現在大変困っています。早急な対応を求めます。

<陳情事項>

1. グラウンドでも雨や風を凌げるようなキャンプ用の綿のテント（ビニール加工やウレタン加工、防カビ剤など使用されていないもの）や、グラウンドでも暖を取れるストーブを早急に用意してください。

※ ROBENS のクロンダイク（綿+ポリエステル素材）のテントは、西宮のテントスの展示品で、息子が入れることを確認してきましたので、これを設置していただくのが良いと思っています。

・テントス HP <http://www5f.biglobe.ne.jp/tentos/>

・ROBENS の日本代理店トレイルヘッド株式会社 HP <http://www.trailhead.co.jp/>

2. 専属の担任の教師を早急に1人つけてください。

病弱・虚弱教室の1人学級を設置していただくのが良いと思います。市費で教師を雇うことも検討してください。

他の自治体（例、高知県高知市、高知県南国市、新潟県上越市、北海道札幌市、奈良市、東大阪市など）では「病弱・身体虚弱教室」設置で、結果的に1人学級での対応が行われているので、堺市でも同様に「病弱・身体虚弱教室」を設置して早急に専属の教師をつけて対応してほしい。

3. たとえ訪問教育でも、フルタイムで受けられるようにしてください。

家庭に教師を上げることが出来ない場合や、雨の日や寒い日に、図書館、区役所、市民センター、団地の集会室、自治会館、近隣の学校などの近隣施設での授業が受けられるようにしてください。なるべく休まないで、継続してフルタイムで勉強ができるようにしてください。その際、先生には、重曹での洗濯などにしていただき、専用の服を袋に入れて持ち歩き、教室に入る前に着替え、外での移り香を避けるなどの協力をお願いします。

4. 奈良市の都祁（つけ）小学校で、化学物質過敏症の児童のために設置されているような移動式ユニット教室の設置を求める。

また、奈良市を行っている対応について調べてください。移動ユニット形式なら、息子が卒

業した後も他の学校に持つて行けるだろうし、他の過敏症の児童生徒にも役立つと思います。ユニット教室が設置されるまでには、時間がかかると思いますので、それまでの間、1. の綿のキャンプ用のテントをグラウンドに設置してください。

5. 堺市で、教育委員会や保健センターなど関連部署が集まって、シックスクール対策のチームを作っていたとき、化学物質過敏症やシックスクールについての専門家を呼んでの勉強会や啓発を行ってください。

教育委員会や保健センターなど関係部署が協力し、化学物質過敏症やシックハウス症候群などの病気に対する情報を集め、学校でスムーズな対応がなされるように。また、市民に対しても、専門家を呼んで講演会を開いたりして、病気の啓発を行っていただきたい。

6. 化学物質過敏症の患者の意見を反映した堺市独自のシックスクール対策マニュアルを作ってください。

(旭川市や埼玉県、紋別市、札幌市のシックハウス対策マニュアルも参考にしてください。)

よその自治体のシックスクール対策マニュアルや情報を収集・研究し、他市に劣らない、堺市独自のシックスクールマニュアルが作られることを望みます。

7. 堺市で、シックハウス対策用の年間予算を組んでください。

滋賀県大津市や高知市などでは、「シックハウス対策用の予算」が取られているそうです。堺市でも、「シックハウス対策用の予算」を取って頂き、シックスクールが起きた時や、必要な時に、建物を安全な施設にリフォームするなどの対策がすぐに取られるようにしてください。

8. 每学期の最初と終わりに、学校から保護者向けに、合成洗剤（香料、抗菌剤、マイクロカプセル、ファブリーズ、柔軟剤入りなど）の自肃や柔軟剤の自肃と配慮と、具体的に「重曹、セスキ炭酸ソーダ、クエン酸、酢などを使った洗濯」のお願いの手紙を出してくださるように、教育委員会が指導してください。

教師も同様の配慮をお願いします。

9. シックハウス症候群の疑いのある児童の申し出があれば、学校はすぐに原因解明のためのVOC測定を行ってください。

すぐにと言うところが非常に大事です。TVOCの測定、および、指定物質以外の新規揮発物質の測定もしてください。（佐賀大学「小学校室内環境における未規制 VOCs 濃度の現状把握」や北海道紋別小学校の測定データも参照。紋別市では100種類のVOC測定が行われました。）

10. 万が一、転居や指定校変更などで学校が変わっても、どこの学校へ行っても、安心して教育を受けられるように対応してください。

11. 教育を受ける権利をはく奪されているため、安心して教育をうけられるよう環境を整えて欲

しい。「障害者差別解消法」にのっとり、合理的配慮がなされることを望みます。

12. 「前例がない。」「予算がない。」「人がいない。」「あなただけに予算を使うと不公平」「他の自治体では出来ても、堺市では出来ない。」などの理由で、対応を拒まないでください。

他の自治体を見れば、ひとりひとりの障害の状態や状況に合わせて、前例のない様々な取組がなされています。

・新潟県上越市では、日本で初めて、シックハウス症候群や過敏症の児童向けに、病弱・虚弱教室の設置をもって対応しました。(現在は、国がこの対応を支持しています。)

・奈良市の都祁小学校では、校舎に入れない児童の為に、移動ユニット教室を設置しました。

・広島県では、通学が困難な難病患者の児童の、遠隔ロボット通学を行っています。

・北海道紋別市では、シックスクールが起こってすぐに、地域住民が会合などに使う近くの小向地区生活改善センターを代用しての授業や、校舎に入れなくなった児童らの為に、グラウンドにプレハブ小屋が建てされました。

上に上げたものは一例ですが、自治体によって、救われる子と救われない子の差が出てくるべきではないと思います。どの自治体に住んでいても、きちんと救済がなされるべきです。ましては、堺市は、「堺市の財政は健全」「子育てのまち子育てしやすい街日本一」と市長が宣言している市です。その文言通り、教育の場において、日本一の対応をしていただきたいと思います。

13. 現在の教育委員会の保健給食課と支援教育課の課長並びに担当者の無理解で心無い対応に大変心を痛めておりますので、担当者の変更をお願いします。

電話しても連絡が無いこと、メールや文章での回答を断ること、診断書を出しているのに精神的なものだと決めつけられたことなどあり、信頼関係が失われたので、担当の方を替えた上で、体制の改善を求めます。

また、教育委員会全体で、専門医や専門家を招いて、過敏症や障害者差別についての勉強をしてください。法律でも定められた、障害者に対する合理的配慮のできる機関になってください。合理的配慮の出来ない職員に対して、指導や処分をきちんと行ってください。児童、ひとりひとりの心に寄り添う教育を行ってください。

また、堺市の中々な部署に相談しましたが、「教育委員会には言えない。」「言っても、『ちゃんと対応する』と言わなければ、それで終わってしまう。」などと及び腰な意見が多く、実際、言ってもらっても変わらなかったこともあります。堺市環境薬務課などにも相談しましたが、「教育委員会から依頼があれば、協力をする準備はあるが、こちらから教育委員会には言えない。」とのことでした。「教育委員会ではなく、堺市側の財務の問題だ。」と言う人もいました。市長に手紙を送ったこともましたが、市長からではなく、教育委員会から電話がかかってきました。いじめの告げ口をしたら、いじめっこから返事の電話がかかってくるよう

な、このような対応は問題があると感じました。「市長への手紙」制度の復活も望みます。

また、教育委員会だけでなく、堺市全体で「学校でシックススクールが起きたこと」に、問題意識を持って対策にあたっていただきたいと考えています。

受理年月日 平成30年2月6日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺市立金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 桜井智瑛

放課後施策（金岡小学校のびのびルーム）について

陳情の内容

平素は日々児童のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てする保護者で構成された保護者会です。

私たちにとってのびのびルームは保護者が安心して働き、子育てするためには必要不可欠な場所となっています。

以下はのびのびルームに児童を預ける保護者からの陳情項目ですので、是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. ルーム状況に応じた指導員を配置してください。

堺市内では、在籍児童数が6年生までで二桁のルームが多くある中で、金岡小学校のびのびルームは、3年生までで200名を超える超大規模ルームです。一般的に高学年より低学年の方が手がかかるので、3年生までで200名を超えるルームの運営は大変な状況です。支援学級の児童も在籍し、加配担当指導員が措置されていますが、加配対象でない児童であっても、頻繁にトラブルを引き起こすなど個々に指導員が関わらなければならない児童が在籍しています。このような状況を鑑み、指導員の配置は欠員となることがないよう確実に配置してください。

また、ルームの組織数を決める際の児童数が、登録児童数から利用日数を加味した人数に変更となっていますが、なぜ変更になったのか、納得のいく説明はないままでです。この組織数を基準とした指導員の配置では、組織数が減ると一度に2名の指導員が減ることになっています

が、一度に2名の指導員の減は現場への影響が小さくありません。基準を1名単位として激変緩和を回避する等、現場の状況に合わせたきめ細やかな対応ができるよう基準の見直し等を検討してください。

更に、金岡小学校のびのびルームは、待機児童の発生を回避するべく、来年度は学校近隣の公共施設の利用も検討されていますが、学校敷地内外を同時に利用するルームの運営は、通常の指導員配置基準の枠組みでは無理があります。学校外の施設での活動が特例である以上、指導員の配置についても特例で対応するなどして、児童の安全の確保できるよう対応策を講じてください。

2. 校舎建て替えに伴うのびのびルーム専用教室の移転回数を1回限りとするように配慮してください。

金岡小学校は現在、校舎の建て替え中であり、これに伴いのびのびルーム専用教室も移転となります。最終的な場所に移転するまでに、別の場所に仮移転すると聞いております。

のびのびルームの専用教室は、児童が放課後を過ごす生活の場です。今回の建て替えに伴い既に一回の仮移転を経験し、やっと環境的に慣れてきたところです。再び仮移転を強いることで、児童にとっては環境の変化による悪影響も考えられ、また、指導員にとっても移転は大きな負担となります。

堺市には6年生まで二桁の児童数というのびのびルームがある中で、金岡小のびのびルームは3年生までで200名を超える市内有数の超大規模ルームです。一般的に低学年の方が手がかかるので、日常の指導員への負担は相当なものであり、回避でき得る負担増は回避していくべきとの思いは、保護者としては当然のことです。指導員への負担増は、児童の安全面等にマイナスの影響が出る可能性があるからです。

このように、児童にとっては悪影響、指導員には負担増となる仮移転を避けるよう再度、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、移転計画等、主に児童に影響が及ぶ事項については、事前にルームの指導員及び保護者会に可能な限り相談いただき、最低でも相当の余裕をもって事前に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

3. 希望する全ての児童を受け入れる体制を構築してください。

金岡小学校のびのびルームは、平成29年度当初申し込みで5名の3年生が待機となつたため、3年生の待機は絶対に回避してほしいと議会陳情書を提出させていただきました。来年度は予想以上に新1年生の申し込みが少なかったこと、及び市の担当課（教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課）が学校近隣の公共施設の利用を検討していただいているところで、来年度の待機の発生は何とか回避できると考えているところです。

しかし、市内有数のマンモス校である金岡小学校において、再来年度以降も希望する児童を

全て受け入れるためには、引き続き緊張感を持って実効性のある対応策を講じていただきたく思います。

なお、再来年度の新校舎の供用開始に際しては児童の安全の確保のためにも、希望する全員が受け入れ可能な数の専用教室を学校内で確保するべく、関係各所と調整をしていただきますようお願い申し上げます。

受理年月日 平成30年2月5日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堀口 良太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足等について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されますが、問題は全く解決されておらず、百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送りしています。今回の定例会は「子育て日本一のまち堺」を掲げて竹山市長が再選されて初めての予算案を審議する非常に重要な議会です。「子育て日本一のまち堺」の実現には放課後児童対策事業の充実が不可欠です。中でも面積基準においても、指導員配置においても条例違反の疑いが強い百舌鳥小学校を中心とした北区のびのびルームの対策はその試金石と言えます。竹山市長の再選という形で示された市民の声を実現するため、議会からの厳しい質疑、監視を期待します。

＜陳情事項＞

1. 平成 29 年 12 月 12 日審査の陳情（以下、「前回陳情」と言う）において、共用教室は「平日は 14 時から 16 時」、「平均週 2 ~ 3 回の使用」との当局回答をいただきましたが、これは生活科ルーム 2 の実績であると思われます。より不便な会議室では使用頻度が全く違うと考えられます。2 部屋ある共用教室のそれぞれについて、別々にその使用頻度（週に何回程度か）、使用した日における平均的な使用時間帯を確認してください。
2. 共用教室である生活科ルーム 2 は隣が 3 年生の教室であることから、その授業中は 1・2 年生がのびのびルームの共用教室として使用できないと聞いています。実際にこのような状況が発生していることを当局が把握しているのか確認してください。また、そういった状況が発生しているとすれば、その理由は学校側からの要望によるものなのか、運営事業者のやむを得な

い配慮によるものなのか確認してください。

3. 前回陳情において、共用教室は「平日は 14 時から 16 時」、「平均週 2 ~ 3 回の使用」との当局回答であり、また、共用教室の運用については「業務仕様書に基づき各事業者が適切に対応するもの」とのことでした。では、当局が当該事業の実施について求めた業務仕様書及び、それにに基づき運営事業者が提出した企画提案に照らし、上記の共用教室利用方法は適切であると当局は考えているのか確認してください。
4. 前回陳情への当局回答において、「配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員が出席児童に対して充足していない時があった」とありました。前回陳情にかかる陳述において指摘しましたが、実際には配慮を要する児童に対して指導員が充足していない時は、基本配置の指導員を割いて配慮を要する児童に対して配置しているため、実質的に基本配置が満たされない状況となっており、明らかに条例違反です。前記「充足していない時」は今年度において何日発生しているのか、また最大何人不足していたのか確認してください。
5. 平成 30 年度予算案において、百舌鳥小学校校舎増改築工事にかかる費用が計上されており、のびのびルームの教室不足を解消するための共用教室を確保する方針と聞いていますが、当該工事によって『第 2 期未来をつくる堺教育プラン』にある放課後事業をのびのびルームに統一するため（1 ~ 6 年生までを対象とするのびのびルームの実現のため）の活動場所の確保が予定されているのか確認してください。
6. 前回陳情への当局回答で、放課後ルームの「定員の設定方法については、見直しを検討して」とのことでしたが、来年度の放課後ルームの定員設定方法について確認してください。
7. 百舌鳥小学校のびのびルーム・放課後ルームにおいて待機児童を出さないように求めてください。また、隣接利用を行わないよう求めてください。
8. 来年度の百舌鳥小学校のびのびルーム・放課後ルームにおける定員と当初申込者数、利用承認数を確認してください。また、来年度は今年度よりも利用者数が増えていると思われますが、専用教室には子ども達のランドセルを置く棚や着替えなどをかけておくフック等の設備が足りなくなることは間違いないありません。昨年度当初には実際に棚やフック等がない子どもが居たため、来年度はそういった子どもが発生しないよう設備を整えるよう求めてください。

受理年月日 平成 30 年 2 月 7 日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

代表 松谷有紀

陳情の内容

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者会です。我々にとって、学童保育所は保護者が安心して働き、子育てするためには必要不可欠な場所となっています。

しかし、堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルは、これまでの長年にわたる事業団による運営や、先行してプロポーザル対象となった地域での導入後の事業者評価も行わず、利用者や関係者の声も一切聞かず、一方的に導入し、公募を行ったことに対して保護者会は断固反対します。

堺市は公的責任を果たし、共働きや一人親世帯の子どもたちに安全で豊かな放課後を保障すること、学校休業日に安全で安心な生活の場を保障することが責務です。のびのびルームの入所希望者は毎年増加傾向にあり、市民のニーズの高い事業であることは明らかです。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通じ、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる3年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな

放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし、利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることで、より良い事業の実施を推進すること。
2. プロポーザルの説明会を開催し、十分な説明を行い、現在のびのびルームを利用している保護者および来年度からの利用を考えている保護者への説明の場、意見交換ができる場を早急に設けること。
3. 指導員の労働条件を改善すること。複数主任制を導入し、指導員の常勤化、複数体制を作り、長く働き続けられるよう、職務内容に見合った実態に合わせた労働条件になるよう早急に改善すること。また、専門的に子どもを保育できるよう研修制度を充実させること。
4. ルーム利用申し込みの一次申し込み以降での申し込み児童が待機の状態となっている。希望するすべての家庭が利用できるような定員の設定及びその定員に見合った指導員の配置を行うこと。
5. 設備の充実について、1人当たりの面積の不足分の共用教室の利用は単なる数値あわせに過ぎない。空調もなく、自由に使用する事が出来ず、他の教室と離れた場所にあることから、移動時の安全性や保育が円滑に行えないなど、様々な問題がある。保育に使用する部屋は専用ルームとし、こども達が安全・快適に過ごせるよう、また円滑な保育が出来るように教室の配置にも配慮したうえで、設備の充実を図ること。
6. 負担金について、堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円 + おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もある。負担の軽減を希望する。
7. おやつについて、子どもたちの体作りに大切な成長期の間食であり、摂取カロリーや成分など健康面に十分留意し、市販の袋菓子だけでなく、季節の果物や家庭的で温かみのある手作りのものを提供可能な体制を整えること。

受理年月日 平成30年2月8日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 馬場光義

津森和美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

学童保育事業は、年々ニーズが高まり、利用児童数が増加の一途を辿っています。堺市は運営主体であり、利用者と直接契約している以上、増加する利用者からの声を拾い上げ、ニーズに対応し、事業を発展させる義務があります。

昨年、堺市はのびのびルームの事業者選定方式を変更し、3年契約で民間企業を運営事業者として迎え入れました。その結果、子ども達、指導員は運営事業者を選ぶことができず、保育環境が変わり様々な問題が発生した小学校区があります。運営事業者が変わり、指導員や子ども達が放課後環境、保育内容の変化に対しストレスを抱える事態が起こりました。主任指導員の雇用に関しては労働問題にまで発展しています。堺市としてこの事態を鑑み、利用者を含めた調査の上、次年度以降の事業者選定の問題点を再度検証してもらいたいです。

また、今年度は申し込み人数が多く、放課後ルーム、堺っ子くらぶ、すくすく教室の全児童対策事業で待機児童が発生しました。来年度の申し込みも終了し、人数の把握も終了しています。待機児童が出ないよう調整が必要です。そして、子ども達の増加に伴い、生活の場の確保が必要です。専用教室の確保が望ましいですが、放課後事業が空き教室を利用することから、共用教室となります。しかし、共用教室では利用制限があり、荷物が置けない、おやつが食べられない等、生活の場として不十分です。放課後事業のために専用的に使用できる教室を確保してください。

堺市は運営事業費の提案上限金額を昨年と比較して、委託料の増加はありません。事業費は、国の最低賃金の引き上げもあり、人件費が高騰しています。このままでは、しわ寄せは教材費等の子ども達の生活のための予算が切り詰められます。これでは、子ども達のための事業としての発展は

望めません。人件費の高騰を踏まえ、堺市はしっかりと予算編成を組まなければなりません。

また、国や大阪府は指導員の処遇改善のための予算を計上しています。子ども達の成長、発達には指導員が不可欠です。しかし、どの事業者を見ても指導員の確保が困難な状態です。原因は、指導員の低賃金雇用です。国は指導員に対し、処遇改善・キャリアアップ事業に予算を編成しています。指導員の処遇を充実させ、長期間子ども達とかかわる指導員が集まる環境整備が、「放課後児童クラブ運営指針」に示された長期的に安定・継続した雇用に繋がります。堺市でも指導員の処遇改善に取り組み、予算編成してください。

堺市は行政の立場であり、学童保育事業の実施主体である以上、すべての児童が公平に市の事業が受けられるよう保育スペースの確保、保育環境の充実、事業の発展が義務であり、市民に対し情報を提供すべき立場です。現在、共稼ぎを行う家庭が増加し、学童保育を利用する児童は増加していく傾向です。先を見通した事業計画も大切ですが、今学童保育を利用している子ども達も利用児童の増加に伴い、詰め込み等の問題に晒されます。スピード感を持って様々な問題を解消するよう施策を進め、すべての子ども達が、豊かな放課後生活が送れる環境を整備してください。

堺市が標榜する「子育てのまち堺」を実現し、魅力ある学童保育事業を充実させ、子ども達の放課後の生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働くことができる都市となることを願い、以下のことを陳情します。

<陳情事項>

1. 堺市は運営事業費の提案上限金額を昨年と比較して、委託料の増加はありません。子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働く「子育てのまち堺」を実現するために、堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充してください。
2. 学童保育に関する省令、条例を遵守した上で放課後事業に入所を希望するすべての子どもを、受け入れ、待機児童を作らないでください。
3. 子どもの人数を、利用率（利用日数/6）を加味した人数ではなく、申し込んだ子ども達すべてが入室しても対応できる施設、指導員配置を確保してください。
4. 小学校と連携して、利用制限のある共用教室ではなく、支援の単位毎に子ども達の健やかな放課後生活の場として専用に使用できる施設（教室）を確保してください。
5. のびのびルームは、1校区に常勤の責任者として1人の主任指導員を配置し、利用児童数に応じた人数の指導員が配置するのではなく、支援の単位毎に常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位毎に運営してください。
6. 一部の小学校でアンケート調査を行うのではなく、全利用者、指導員、運営事業者に対しアンケート調査を実施し、事業の現状を把握して公開してください。
7. すべての放課後事業の事業者選定方法を変更して1年が経過します。事業者変更に伴う放課

後事業の問題点を精査して堺市の見解を公表してください。

8. 昨年、国の最低賃金の引き上げがありました。更に、国は今後、最低賃金を1,000円程度まで引き上げることを検討しており、事業にかかる人件費は増加します。指導員の処遇改善に堺市の予算を拡充するか、国の予算を確保し、放課後児童支援員を長期的に安定して雇用するために、支援員の処遇を充実させてください。
9. 運営事業者の委託金は、堺市の税金と国の補助金と市民の利用料から構成されています。委託金の用途を利用者が監査するだけでなく、堺市が責任を持って運営事業者に対し事業収支決算を含めた運営情報を収集し、監査、評価、開示してください。
10. 税金が民間企業の収益となり過ぎないよう、ある程度の用途制限を設けてください。
11. 待機児童対策として、民間事業者に補助金を出して誘致するのではなく、現在の事業を充実させ待機を作らない事業にしてください。
12. のびのびルームは、子どもとの安定的、継続的なかかわりが重要です。堺市だけでは限界として民間の力を利用するのではなく、堺市が責任を持って直接運営をしてください。

受理年月日 平成30年2月8日

平成30年 第1回市議会(定例会)陳情書綴

平成30年3月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 協和印刷株式会社

**堺市行政資料番号
1-B2-17-0027**

